

三石委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。  
再開後の議事手続等について御協議願うため、お集まりいただいた。  
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 議事手続について

○委員会に付託してあった議案

三石委員長 まず、委員会に付託してあった知事追加提出議案1件についての委員会審査結果は、1ページの資料1のとおりである。

なお、2ページの資料2にあるとおり、会派から第29号職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案に対する修正動議が提出されており、この修正案についても議場に配付しておくので、御了承願う。

(了 承)

三石委員長 この修正案については、まず修正案を採決し、修正案が可決された場合は、次に修正部分を除く原案を採決することとなる。

修正案が否決された場合は、次に原案を採決することになるので、念のため申し添える。

ア 修正案

三石委員長 次に、先ほどの議発第3号第29号職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案に対する修正案についてである。

この修正案については、本案とあわせて一括議題とし、提出者の説明を求めることでいかがか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。  
また、その発言時間は10分以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。  
なお、この修正案についても、人事委員会の意見を求めており、その回答書をお手元にお配りしているが、この回答書についても、議場に配付しておくので、御了承願う。

(了 承)

三石委員長 イ 委員長報告及び修正案に対する質疑

次に、委員長報告及び修正案に対する質疑についてである。  
委員長報告に対する質疑は、慣例のとおり省略することで、いかがか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。  
次に、修正案に対する質疑についても、省略することで、いかがか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。

## ウ 討論

三石委員長

次に、議案及び修正案についての討論は、いかがでしょうか。

米田委員

日本共産党、討論を行う。

三石委員長

それでは、議案及び修正案について討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内ということで御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。  
ここで再開後の議事日程表をお手元にお配りする。

(事務局、議事日程表を配付)

三石委員長

この順序で議事運営が行われるので、御了承願う。

(了 承)

## 2. その他

三石委員長

その他で何かないか。

(な し)

三石委員長

それでは、協議事項は、以上である。  
本会議の再開時刻は、午後5時でよろしいか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、本会議の再開時刻は、午後5時をめどとする。  
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。